

指定文化財管理費奈良県補助取扱要領

1 趣旨

この取扱要領は、指定文化財管理費奈良県補助事業の実施について、必要な事項を定め事業の円滑化を図ろうとするものである。

2 補助事業の目的

指定文化財は、その重要性に鑑み、所有者等にさまざまな法的規制等を課して、その管理の適正を維持することとしている。

この文化財保護管理の適正かつ円滑な実施を確保するために、所有者等が行う管理上特別の必要がある措置に要する経費について助成するものとする。

3 補助事業の内容及び補助対象範囲

別紙1「指定文化財管理費奈良県補助事業内容」のとおりとする。

また、防災設備保守点検等の補助対象範囲は、別紙2「補助対象範囲」のとおりとする。

4 補助事業の実施方法等

「防災設備の保守点検等」、「差し茅防蟻防虫等小修理」「名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備」の実施については、メニュー方式とし、各事業を複合して実施して差し支えない。

所有者等は別紙「指定文化財管理費奈良県補助事業内容」に基づき策定する事業計画で実施し、管理事業総額（別紙「指定文化財管理費奈良県補助事業内容」の各事項毎に掲げる単価に員数を乗じた額の総額）を補助対象経費とする。

5 補助金の額

奈良県文化財保存事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づく。

6 申請書等の様式

知事が別に定める様式の提出をもって、交付要綱に定める様式の提出に代えることができる。

附則

この要領は、平成14年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。